

許認可等の統一的把握の
結果について

平成 18 年 4 月
総務省行政評価局

許認可等の統一的把握の結果について

1 調査の概要

許認可等の統一的把握については、「昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）に基づき、総務省において各府省の協力を得て実施してきている。今回の調査（平成 17 年 3 月 31 日現在）は、中央省庁等再編後に行われる 3 回目の把握であり、前回の調査（平成 15 年 3 月 31 日現在）以降の 2 年間の増減を調査している。

本調査においては、「国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの」を把握対象としている。

2 許認可等の総数及び内訳

平成17年3月31日現在で把握した国の許認可等の総数は、12,376件。前回（平成15年3月31日現在）に対し、1,369件の増加。

前回の調査（平成15年3月31日現在）以降の2年間で、減少は661件（約6%）あるが、2,030件（約18%）の増加があり、差引き1,369件（約12%）の増加となっている。

平 17.3.31 現在 (今回)	減少数 (減少率)	増加数 (増加率)	増△減 (増減率)	平 15.3.31 現在 (前回)
12,376	△661 (6.0)	2,030 (18.4)	1,369 (12.4)	11,007

(1) 府省別の許認可等件数

府省別の許認可等件数は、国土交通省（2,343件）、経済産業省（2,038件）、厚生労働省（1,910件）、金融庁（1,736件）、農林水産省（1,323件）等となっている（詳細は資料1参照）。

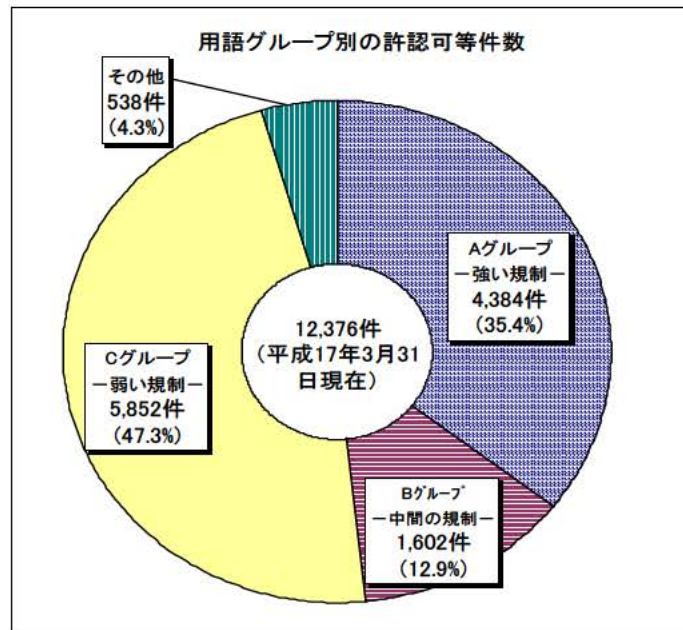
(2) 用語別にみた許認可等の内訳

規制の手段としての許認可等を、用語の一般的な意義に着眼し規制の強さの順に分類すると、おおむね次のように区分できる。

Aグループ： 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等 (例：許可、認可、免許、指定等)
Bグループ： 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等 (例：認定、検査、登録等)
Cグループ： 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの (例：届出、提出、報告等)

用語別の許認可等件数は、次のとおりである。比較的弱い規制とされている届出、提出、報告等のCグループが全体の約5割（47.3%）を占め、最も多くなっている（詳細は資料2参照）。

また、許認可等総数に占める用語グループ別の割合は、前回に対し、許可、認可等の強い規制が37.7%から35.4%に2.3ポイント低下し、届出、報告等の弱い規制が44.8%から47.3%に2.5ポイント上昇しており、許認可等全体で強い規制から弱い規制への移行がみられる。



(注) 1 「その他」は、書換、更新、講習等である。
2 ()内は、構成比である。

用語グループ別の許認可等件数

(単位：件、%)

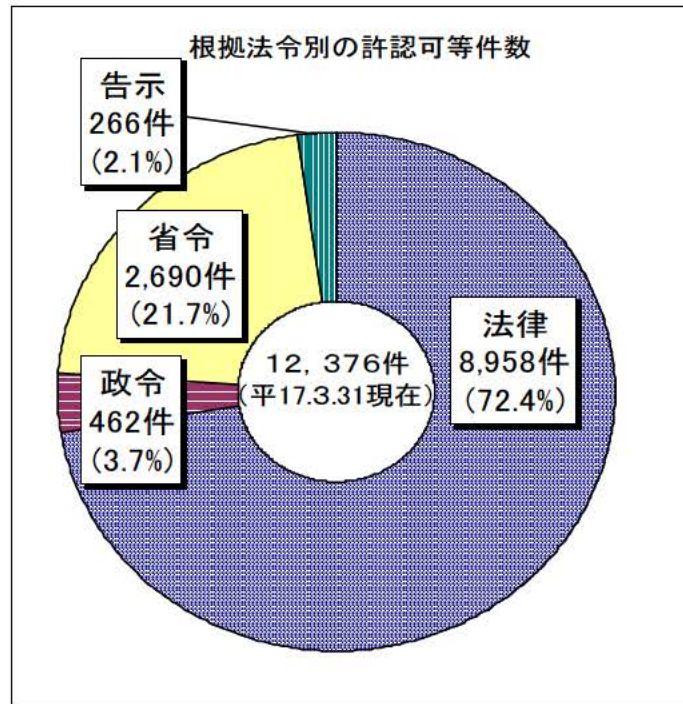
把握時点	Aグループ 許可、認可、指定等	Bグループ 認定、検査、登録等	Cグループ 届出、提出、報告等	その他	計
今回 平 17.3.31 現在	4,384 (35.4)	1,602 (12.9)	5,852 (47.3)	538 (4.3)	12,376 (100.0)
【参考】前回 平 15.3.31 現在	4,145 (37.7)	1,446 (13.1)	4,930 (44.8)	486 (4.4)	11,007 (100.0)

(注) 1 「その他」は、書換、更新、講習等である。
2 ()内は、構成比である。

(3) 根拠法令別にみた許認可等の内訳

許認可等を、その許認可等が規定されている根拠法令（告示を含む。以下同じ。）別にみると、法律に規定されているものの全体に占める割合が72.4%、政令に規定され

ているものの割合が 3.7%、省令に規定されているものの割合が 21.7%などとなっている（詳細は資料 1 参照）。



根拠法令別の許認可等件数

(単位：件、%)

把握時点	法律	政令	省令	告示	計
今回	8,958	462	2,690	266	12,376
平17.3.31現在	(72.4)	(3.7)	(21.7)	(2.1)	(100.0)
【参考】前回	8,010	404	2,285	308	11,007
平15.3.31現在	(72.8)	(3.7)	(20.8)	(2.8)	(100.0)

(注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

2 () 内は、構成比である。

また、許認可等が規定されている法律数は、485法律となっている。

許認可等規定法令数

区分	法律	政令	省令	告示
法令数	485	118	490	81

3 許認可等件数の増減の背景

許認可等件数が増加した主な理由は、規制緩和等の改革の進展に伴う増加や国民の安全確保等に関連し、社会経済情勢の変化に応じた新たな行政ニーズへの対応に伴う法律の制定・改正が行われたことによる。

(1) 規制緩和等の改革の進展に伴う許認可等の増加

規制緩和等の改革により、事前規制から事後規制への移行、参入規制の緩和、公益法人に対する行政の関与に係る改革等が行われ、免許制であった規制の一部が登録制に緩和されたことに伴い、新たに登録等の根拠条項が設けられたなど、許認可等件数は単純に減少とならずに増加する場合がある（「4 規制緩和等の改革と許認可等の件数との関係」参照）。

用語別では、届出、報告等のより弱い規制の許認可等件数の割合が増加しており、また、強い規制から、より弱い規制へ移行する等の例がみられる。

① 規制緩和等の改革の進展による増加の例

○ 信託業法（平成 16 年 12 月 3 日法律第 154 号）の制定関係（金融庁：85 件新設、廃止 27 件、経済産業省：廃止 16 件）

信託に係る取引の多様な担い手の参入を可能としつつ、信託の委託者及び受益者の保護を図るため、信託業法が全部改正され、「信託業の免許」、「管理型信託業の登録」等 73 件を新設、11 件を廃止（政省令及び関係法律によるものを含む。）

あわせて、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律が改正され、「営業保証金に代わる契約締結の届出」等 12 件を新設。また、特定債権等に係る事業の規制に関する法律が廃止されたことにより、「特定債権等譲受業者の許可」等 16 件（経済産業省と共管）を廃止

○ 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成 16 年 5 月 19 日法律第 47 号）関係（新設 11 件：総務省）

【電波法関係】

電波の有効利用を促進し、事業者の自由な参入や事業展開を可能とするため、従来、無線局免許を要した無線局の一部について、事後チェック型の登録制度が導入され、「無線局の登録」、「無線局の包括登録」等 11 件を新設

○ 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日法律第 87 号）関係（新設 7 件：法務省）

高度情報化社会の進展を踏まえ、株式会社等の経営の合理化を図るため、従来、会社が官報や日刊新聞紙に掲載する方法に限定されていた合併や資本減少等の公告

を、インターネットを利用して行うことができる制度が導入され、電子公告を行う場合、定款にその旨を定め、公告期間中、電子公告が適法に行われたかどうかについて、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けることとされ、「電子公告調査機関の登録」、「業務規程の届出」等7件を新設

○ 海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成16年6月2日法律第71号）関係（新設11件、廃止6件：国土交通省）

航行の安全の確保及び船員の労働保護を図りつつ、海上運送事業の活性化を促進するため、船員の労働時間に係る規制の見直し、船員派遣事業に係る制度が創設され、内航海運業に係る参入規制の緩和等所要の措置が講じられた。また、下記のほか、船員法関係で1件を新設

【船員職業安定法関係】（新設5件、廃止3件）

学校等の施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該学校等の学生生徒等について、無料の船員職業紹介事業を行うことができることとするとともに、国土交通大臣の許可を受けた者は、船員派遣事業を行うことができるとし、「学校等の行う無料の船員職業紹介事業の届出」、「船員派遣事業の許可」等5件を新設、3件を廃止

【内航海運業法関係】（新設5件、廃止3件）

内航運送業と内航船舶貸渡業の事業区分を廃止するとともに、内航海運業に係る参入規制を許可制から登録制に改められた。また、内航海運業者は、運航管理規程を作成し国土交通大臣に届け出るとともに、運航管理者を選任し国土交通大臣に届け出ることとした。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成15年6月18日法律第93号）関係（新設8件：環境省）

最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物の適正な処理を確保するため、国が策定する廃棄物処理施設整備計画について定めるとともに、廃棄物の広域的処理について許可に代わる認定制度が創設され、「一般廃棄物の広域的処理に係る特例の認定」等8件を新設

○ 公益法人に係る改革関係（新設621件、廃止169件：国家公安委員会、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において、法令等に基づき公益法人が行う検査・検定等の業務における事業者の自己確認・自主保安、第三者認証等へ移行する等とされたことに基づき、検査・検定等の事務を指定法人に行わせる制度から、明確な基準に合致する者であれば公益法人に限らず、いかなる者でも登録を受け検査等業務を実施できる制度（登録制）に改正され、「登録機関の登録」、「登録機関の登録の更新」、「業務規程の届出」、「業務規程の変更の届出」、「業務の休廃止の届出」等の規定を整備し、621

件を新設、169件を廃止。また、指定等から登録への変更が52件

府省名	新 設	廃 止	指定等⇒登録
国家公安委員会	6件	—	—
総務省	77件	30件	3件
厚生労働省	219件	70件	10件
農林水産省	38件	12件	2件
経済産業省	33件	19件	14件
国土交通省	238件	37件	22件
環境省	10件	1件	1件
計	621件	169件	52件

(参 考)

○公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）（抄）

I. 委託等に係る事務・事業の改革

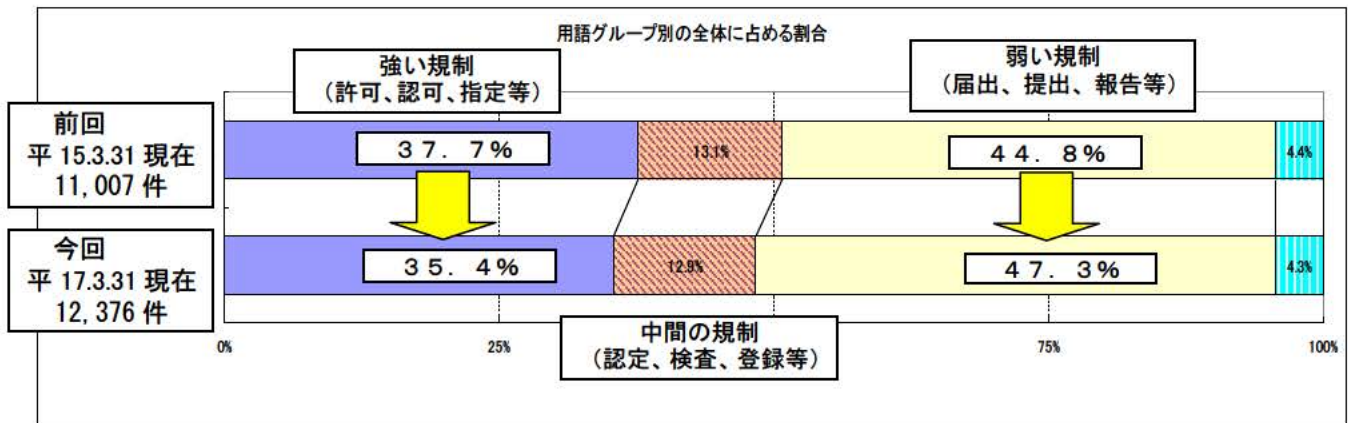
1. 検査・検定等

(1) 基本的考え方

- ① 公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする。

② 届出等のより弱い規制の増加

用語グループ別の全体に占める割合をみると、前回に対し、強い規制が37.7%から35.4%に2.3ポイント低下し、届出、報告等の弱い規制が44.8%から47.3%に2.5ポイント上昇しており、許認可等全体で強い規制からより弱い規制への移行がみられる。



また、強い規制から弱い規制へ移行した例が、次のとおりみられる。

【強い規制から、より弱い規制への移行等の例】

金融先物取引法（金融庁）	金融先物取引業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>登録制</u> 」
電気通信事業法（総務省）	電気通信事業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>登録・届出制</u> 」
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（文部科学省）	放射性同位元素の販売及び賃貸業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>届出制</u> 」
ガス事業法（経済産業省）	ガス大口供給事業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>届出制</u> 」
内航海運業法（国土交通省）	内航海運業への参入：「 <u>許可制</u> 」⇒「 <u>登録制</u> 」
公益法人に係る改革関係	国からの委託等を受けて実施する検査、認定、講習等の「 <u>指定制</u> 」⇒「 <u>登録制</u> 」等

(2) 新たな行政ニーズへの対応に伴う増加の例

- 個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）の制定関係（新設 42 件：内閣府、国家公安委員会、防衛庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、民間団体による自主的な取組を尊重しこれを支援するため、苦情の処理をはじめとする個人情報の的確な取扱いの確保を目的とした業務を行う民間の団体に対し、主務大臣が認定する制度が創設され、「認定個人情報保護団体の認定」等 42 件を新設

- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日法律第 128 号）の制定関係（新設 84 件：金融庁、厚生労働省、農林水産省）

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の金融機能の強化を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するため制度が導入され、「株式等の引受け等の決定」、「経営強化計画の提出」等 84 件を新設。

また、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法が改正されたことにより 13 件を廃止

- 文化財保護法の一部を改正する法律（平成 16 年 5 月 28 日法律第 61 号）関係（新設 26 件：文部科学省）

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、国民の生活に密接に関係した文化的な所産である文化的景観及び民俗技術を新たに保護の対象とするとともに、工芸品等の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物が新たに登録制度の対象として追加等され、「重要文化的景観の滅失又はき損の届出」、「登録有形文化財の所在の場所の変更の届出」、「登録有形民俗文化財の管理責任者の選任の届出」等 26 件を新設（省令によるものを含む。）

- 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号）の制定（新設 13 件：厚生労働省）

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、及び関係者の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項が定められ、「一般事業主行動計画の策定の届出」、「基準に適合する一般事業主の認定」等 13 件を新設（省令によるものを含む。）

○ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年 6 月 11 日法律第 72 号）の制定関係（新設 8 件：農林水産省）

我が国における牛海綿状脳症（BSE）の発生にかんがみ、そのまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の提供を促進するため、牛個体識別台帳の作成及び耳標の装着による牛の個体識別のための情報の管理、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉の販売業者等による牛の個体識別番号の表示等の制度が創設され、「牛の出生の届出」等 8 件を新設

○ 商品取引所法の一部を改正する法律（平成 16 年 5 月 12 日法律第 43 号）関係（新設 124 件、廃止 36 件：農林水産省、経済産業省）

先物取引を行う商品市場をめぐる内外の経済的環境変化に対応して我が国の商品市場の健全な発展を図るため、商品市場における取引の委託者の資産保全の充実を図る観点から、取引証拠金を商品取引所に直接預託する制度の創設、委託者保護基金制度の創設等の措置を講ずるとともに、信頼性、利便性の高い商品市場を実現する観点から、商品取引所の組織形態に株式会社形態を可能とする制度の導入、商品取引所外においてより効率的な清算を可能とする清算機関制度の整備、商品取引員に対する規制の適正化等の改正が行われ、「株式会社商品取引所の許可」、「商品取引債務引受業の許可」等 124 件を新設、36 件を廃止（省令によるものを含む。）

○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年 4 月 14 日法律第 31 号）の制定関係（新設 34 件：国土交通省）

国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図るための制度が導入され、「船舶保安統括者の選任の届出」、「埠頭保安規程の承認」等 34 件を新設（省令によるものを含む。）

○ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）の制定関係（新設 10 件：農林水産省、環境省）

特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、学術研究等の目的で主務大臣の許可を受けた場合等を除いて特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを禁止するとともに、国等による特定外来生物の防除を促進するほか、未判定外来生物の輸入の制限等の制度が創設され、「特定外来生物の飼養等の許可」等 10 件を新設

4 規制緩和等の改革と許認可等の件数との関係

許認可等の件数は、①許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条）ごとに1事項として数える、②同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える等の基準に基づいて機械的に算定している。これに対し、規制緩和等の改革の態様は、①規制の廃止、②規制対象範囲の縮小、③規制基準の緩和、④強い規制から弱い規制への緩和など、様々なケースがある。

このため、法律の廃止等規制自体が廃止される場合は、その根拠条項も廃止されるため、当然、許認可等の件数は減少するが、それ以外の規制対象範囲の縮小、規制基準の緩和、強い規制から弱い規制への緩和等の場合は、許認可等の根拠条項が残るため、許認可等の件数の減少には結び付かない場合、あるいは、逆に、許可であったものの一部について届出で足りることとした場合に、届出の根拠条項が新たに設けられるなど、件数が増加する場合もある。

(資料1)

府省別・根拠法令別許認可等件数

(単位：件、%)

府 省 名	前 回 平 15.3.31 現在	(参 考) 平 16.3.31 現在	今 回 平 17.3.31 現在					2年間の純増減
				法律	政令	省令	告示	
内 閣 府	77	81	81	40	8	27	6	4
公正取引委員会	23	23	23	21	0	2	0	0
国家公安委員会	117	120	126	53	3	60	10	9
防 衛 庁	35	38	38	13	1	18	6	3
金 融 庁	1,501	1,634	1,736	1,397	53	281	5	235
総 務 省	604	650	663	464	6	174	19	59
法 務 省	278	285	297	206	7	73	11	19
外 務 省	47	51	51	23	1	21	6	4
財 務 省	734	771	772	564	68	130	10	38
文 部 科 学 省	573	586	622	372	59	159	32	49
厚生労働省	1,602	1,862	1,910	1,151	139	563	57	308
農 林 水 産 省	1,132	1,219	1,323	1,129	30	155	9	191
経 済 産 業 省	1,935	1,997	2,038	1,568	27	422	21	103
国 土 交 通 省	2,058	2,161	2,343	1,704	40	535	64	285
環 境 省	291	325	353	253	20	70	10	62
計 (構成比)	11,007	11,803	12,376 (100.0)	8,958 (72.4)	462 (3.7)	2,690 (21.7)	266 (2.1)	1,369

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

(資料2)

用語別許認可等件数

(単位：件、%)

用語別		前 回		(参 考)		今 回	
		平 15.3.31 現在		平 16.3.31 現在		平 17.3.31 現在	
		件 数	構成比	件 数	構成比	件 数	構成比
A グループ	許 可	827	7.5	820	6.9	836	6.8
	認 可	1,777	16.1	1,864	15.8	1,915	15.5
	免 許	78	0.7	78	0.7	79	0.6
	承 認	1,087	9.9	1,150	9.7	1,205	9.7
	指 定	327	3.0	313	2.7	300	2.4
	承諾等	49	0.4	49	0.4	49	0.4
小 計		4,145	37.7	4,274	36.2	4,384	35.4
B グループ	認 定	635	5.8	670	5.7	649	5.2
	確 認	137	1.2	151	1.3	148	1.2
	証 明	82	0.7	78	0.7	78	0.6
	認 証	28	0.3	21	0.2	21	0.2
	試 験	111	1.0	110	0.9	109	0.9
	検 査	212	1.9	205	1.7	205	1.7
	検 定	27	0.2	21	0.2	20	0.2
	登 録	190	1.7	304	2.6	346	2.8
	審査等	24	0.2	26	0.2	26	0.2
小 計		1,446	13.1	1,586	13.4	1,602	12.9
C グループ	届 出	3,350	30.4	3,812	32.3	4,105	33.2
	提 出	714	6.5	738	6.3	778	6.3
	報 告	691	6.3	717	6.1	759	6.1
	交 付	85	0.8	94	0.8	100	0.8
	申告等	90	0.8	107	0.9	110	0.9
小 計		4,930	44.8	5,468	46.3	5,852	47.3
その他		486	4.4	475	4.0	538	4.3
合 計		11,007	100.0	11,803	100.0	12,376	100.0

Aグループ： 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

Bグループ： 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為等

Cグループ： 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの

(参考1)

許認可等の実態の統一的把握基準

1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検認、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付、等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条。以下同じ。）ごとに1事項として数える。
 - (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
 - (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
 - (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
 - (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。
- (注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

(参考2)

許認可等の実態把握に係る閣議決定等

○ 行政改革の推進方策に関する答申（抄）

（昭和60年7月22日臨時行政改革推進審議会答申）

（2）今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

- ① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。
- ② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。
- ③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

○ 当面の行政改革の具体化方策について（抄）

（昭和60年9月24日閣議決定）

5 規制行政

（1）規制緩和の推進方策

ア 許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う。

イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

○ 昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）

（昭和60年12月28日閣議決定）

4 行政事務

（4）許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和60年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年1回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。